

平成28年（ヨ）第23号事件

伊方原発稼働差止仮処分命令申立事件

債権者 須藤昭男 外11名

債務者 四国電力株式会社

準備書面(1)(司法判断のあり方)再反論

2016年 7月 19日

松山地方裁判所 民事2部 御中

債権者ら代理人

弁護士 薦 田 伸 夫

弁護士 東 俊 一

弁護士 高 田 義 之

弁護士 今 川 正 章

弁護士 中 川 創 太

弁護士 中 尾 英 二

弁護士 谷 脇 和 仁

弁護士 山 口 剛 史

弁護士 定 者 吉 人

弁護士 足 立 修一

弁護士 端 野 真

弁護士 橋 本 貴 司

弁護士 山 本 尚 吾

弁護士 高 丸 雄 介

弁護士 南 拓 人

弁護士 東 翔

弁護士 河 合 弘 之

弁護士 海 渡 雄 一

弁護士 青 木 秀 樹

弁護士 内 山 成 樹

弁護士 只 野 靖

弁護士 甫 守 一 樹

弁護士 中 野 宏 典

弁護士 井 戸 謙 一

弁護士 大 河 陽 子

弁護士 望 月 健 司

弁護士 鹿 島 啓 一

弁護士 能 勢 顯 男

弁護士 胡 田 敢

弁護士 前 川 哲 明

弁護士 竹 森 雅 泰

弁護士 松 岡 幸 輝

目次

第 1	はじめに	5
第 2	債務者の主張第 1 に対して	5
1	債務者の抛って立つ発想の不当性	5
(1)	許可制の趣旨に照らして無制約の自由を認めたものとは解せないこと	5
(2)	事故時の被害回復ができない場合にまで無制約の自由は認められないこと	6
(3)	大阪地判平成 5 年 1 2 月 2 4 日	6
(4)	小括	8
2	「具体的危険」を基準として用いることの不当性	8
(1)	「具体的危険」の中身こそが重要であること	8
(2)	理論的ないし抽象的危険性が存在することでは足りないとの点について	9
(3)	他の公害訴訟との関係	10
3	危険の切迫性について	11
(1)	債務者の主張	11
(2)	債務者の主張は、債権者らに不可能を強いるもので、伊方最高裁判決の趣旨にも 反すること	12
4	保全の必要性について	12
第 3	債務者の主張第 2 に対して	13
1	科学技術に内在する危険の取扱いに関する主張	13
(1)	債務者の論理には飛躍があること	13
(2)	①の飛躍について	13

(3) ②の飛躍について	14
2 行政法規の規定との関係	14
3 従来の裁判例について	15
第4 債務者の主張第3に対して	16
1 科学的，専門技術的知見を踏まえることについて	16
(1) 債務者の主張	16
(2) 科学的，専門技術的知見を踏まえることの意味	17
(3) 住民側の請求を認めた裁判例こそ，科学的，専門技術的知見を踏まえたものであること	17
2 伊方最高裁判決の取扱い	18
(1) 伊方最高裁判決の射程	18
(2) 民事訴訟と行政訴訟との違い	19
第5 債務者の主張第4に対して	20
1 人格権に基づく一般原則との関係	20
(1) 実質的な立証の負担の問題を重視すべきこと	20
(2) 立証責任を事実上転換するアプローチからの帰結	20
(3) 立証の程度軽減のアプローチからの帰結	20
(4) 立証命題の再構築アプローチからの帰結	21
(5) 小括	21
2 債務者において安全性に欠ける点のないことを主張立証すべきとの見解について	21
(1) 債務者の主張	22
(2) 資料の偏在について	22

(3) 小括	23
3 平成28年高浜3, 4号機大津地裁決定について	23
第6 債務者の主張第5に対して	26
1 規制の経緯や概要から本件原発の安全性が担保されているとみることはできないこ と	26
(1) 債務者の主張	26
(2) 原子力規制委員会の設置	27
(3) 新規制基準制定の経緯	29
(4) 小括	34
2 債務者がなすべき主張立証（疎明）の内容について	34
第7 終わりに	35

第1 はじめに

本準備書面は、平成28年6月30日付債務者準備書面（1）においてなされた主張に対する認否・反論を行うことを目的とする。

はじめに総論的な反論を行うとすれば、債務者の主張の重大かつ根本的な誤りは、福島第一原発事故について全く触れられていない、ということである。上記の準備書面の中で、債務者が福島第一原発事故の内容や被害の深刻さについて触れた箇所はただの一か所も存在しない。これは、福島第一原発事故被害の実態がその後の原子力関連法規改正の立法事実となっていることを軽視ないし無視するものであり、債務者は、根本的な議論のスタートラインを誤っている。このような認識の下で、福島第一原発事故の教訓を自己のものとして顧みないままに安易に本件原発が再稼働されたとして、本件原発の安全性が確保されるとは到底思われない。

また、債務者は、債権者らの主張を「原子力反対という政策的立場を前提とした立論に基づく独自の見解」と非難するが、どのような主張がどのような意味で「政策的立場を前提とした立論」なのか、その根拠を示しておらず、全く論理的な反論たり得ていない。債務者の主張こそ、原子力推進という政策的立場、あるいは安全神話を前提とした立論であり、言いがかりというほかない。

第2 債務者の主張第1に対して

1 債務者の拠って立つ発想の不当性

(1) 許可制の趣旨に照らして無制約の自由を認めたものとは解せないこと

債務者は、その準備書面（1）第1において、人格権に基づく本件原発の運転差止請求に対して「本来行使できる権利や自由を直接制約しようとするもの」とか、「不確実な侵害の予測に基づいて相手方の権利行使を制約するもの」などと述べている。

このような発想は、原発の運転が本来的に自分たちの権利であるかのよう

な言い分であるが、原発の運転については、法律上、その内在する危険性ゆえに許可性（ある行為を予め網羅的に一般的に禁止し、特定の要件を満たす場合にのみこれを解除する）が採用されているのであり、原告らは、本件原発の安全性が確保されておらず、本来許可の要件を満たしていないと主張しているのであるから、本来的に一個の私企業の自由・権利に属する行為を制約する場面とは全く状況が異なる。

(2) 事故時の被害回復ができない場合にまで無制約の自由は認められないこと

また、債務者のこのような発想は、原発事故被害が、一私企業によって到底回復しきれないほどの規模に及ぶことを度外視している。福島第一原発事故によって、東京電力は自社のみでは到底被害を回復しきれず、数兆円規模の公費がつぎ込まれている。未だ放射性物質による汚染は広範囲に広がっており、汚染が甚だしい地域の住民らは、事故後5年以上を経過しても、いつ戻れるかの見通しすら立っていない。原発の稼働は権利であると言いながら、また、稼働によって莫大な利益を上げておきながら、事故が起こればその損害の賠償は公費に頼るというのは、報償責任の観点からも不当であるし、それで原子力事業者が安全性を高める努力を尽くすとは到底思われない。

(3) 大阪地判平成5年12月24日

債務者は、大阪地判平成5年12月24日を引用して、一般的な差止の要件は、「①人格権侵害による被害の危険が切迫し、②その侵害により回復し難い重大な損害が生じることが明らかであって、③その損害が相手方の被る不利益よりもはるかに大きな場合で、④他に代替手段がなく、差止が唯一最終の手段であること」を要するべきであると主張している。

しかしながら、上記大阪地判は、関西電力高浜原発2号機について、蒸気発生器伝熱管の破断による炉心溶融の危険を理由として、住民が、人格権

に基づき運転の差止を求めた事案に関し、一般論として、被告主張の上記要件を述べたに過ぎず、実際には、蒸気発生器伝熱管の1本が破断する危険性を否定することは出来ないが、複数の伝熱管が同時に破断する危険性があるとまではいえず、伝熱管が1本破断したとしても炉心の溶融が起こる具体的危険性があるとまではいえないとしたものである。福島原発事故以前の判決であり、福島原発事故について責任を問われている司法の一角をなす判決ではあるが、それでも、上記一般論の前に、「生命、身体、自由等は、人が人として法の世界において人格が認められている以上、法律上当然に保護されているものであり、むしろ、それらは権利の根源であり、幹流であるから、生命、身体、自由等の総体を人格権として法律上の権利性を付与するか否かに関わらず、それが侵害されて被害が生じているときはもとより、その被害が現実化していなくても侵害の危険に晒されているときは、その侵害もしくは侵害の危険の原因について責任のある者に対して、その侵害の排除、もしくは、予め侵害の危険の原因の排除を求めることが出来るものと解するのが相当である。」と述べており、人格権ならびに人格権に基づく差止についての認識には、債務者とは大いに異なるものがある。そして、この判決は、具体的な判断基準として「したがって、その（原告らを含めた広範囲の者の生命、身体等に放射線障害を与え、直接的ないし間接的に、人類が経験する内で最も過酷で悲惨な類の被害の発生する：括弧内の記載は引用者が注記したもの）危険性の有無の判断は、原子炉について災害が起こるかどうかなどという関係において、当該原子力発電設備を安全に管理することが出来るかどうかにより、そうした安全管理に疑義があれば、被害の発生する危険性があるといつて妨げないと解する。そして、そうした安全管理の観点からの安全性の判断は、原子力安全委員会が関連する多くの専門分野の専門技術、知見及び学識経験等に基づき安全評価審査指針において具体的な事故等の事象を想定した上安全評価を

すべきものとしていること、原子力発電設備が深層防護の思想に基づき設計されていることに鑑みると、総合的観点から安全管理の点において安全評価上疑義がなく、他にその疑義を窺わせる具体的な事情等が認められなければ、災害防止上支障がないもの(原子炉等規制法24条1項4号参照)として安全性を肯定し、安全管理の点において安全評価上疑義があると認められるような場合には、その安全性を否定すべきものとする。」と判示しているのである。

従って、この大阪地判が、被告の上記主張の根拠たり得る判例といえないことは明白である。

(4)小括

債務者の発想は、法の基本原則たる正義の観点に照らしても不当であるし、上記大阪地判にも反しており、少なくとも人格権に基づく差止請求の一般原則は当然修正されるべきであり、債権者らが準備書面(1)で述べた3つのアプローチのような修正がされることこそ、法的正義に適うものである。

2 「具体的危険」を基準として用いることの不当性

(1) 「具体的危険」の中身こそが重要であること

債務者は、人格権に基づく差止請求の要件として、「単に理論的ないし抽象的に危険性が存在する」というのでは足りず、人格権侵害による被害が生じる『具体的危険』が必要である」と主張する(準備書面(1)・2頁)。

しかし、差止めの要件として「具体的危険」が必要か否かを単に抽象的に論じてあまり意味がない(抽象的で曖昧不明確な「具体的危険」という概念が司法審査を不十分なものにしてきたことについては債権者ら準備書面(1)で詳述した)。重要なのは、「具体的危険」という抽象的なレトリックによる誤魔化しに陥ってはならないということであり、より具体的に、福島第一原発事故のような深刻な災害を万が一にも起こさないという明確な視点に立つ

て、いずれの当事者が、どのような事実を、どの程度主張立証する必要があるのかという司法審査の具体的な在り方である。

債権者らは、そのような意味で、人格権に基づく差止請求の一般原則を修正し、3つのアプローチのいずれかによるべきであることを主張している。これまで、一般原則をほとんど修正することなく用いてきた結果が福島第一原発事故だったのであり、同事故後、この原則を大幅に修正しなければ、第2の福島第一原発事故を防げないということである（準備書面(1)で述べた大塚直教授の指摘¹を想起されたい）。

債務者の主張は、この点に全く意を払っていない点で、時代錯誤と言わざるを得ない。単に「一般原則がそうだから原発の差止訴訟でも同じだ」という形式論に過ぎず、事実を踏まえて解釈をするという法解釈の基本すらできていない、説得力の乏しいものである。

しかも、債務者は、債権者らが示した3つのアプローチに対しては、単に「原子力反対という政策的立場を前提とした立論に基づく独自の見解」というばかりで、何ら具体的な反論をしておらず、その意味でも債務者の主張は説得性に乏しい。

(2) 理論的ないし抽象的危険性が存在することでは足りないとの点について

債務者の主張のうち「単に理論的ないし抽象的な危険性が存在するというのでは足り」ないとの点について、事業者がこれらの危険性について何らの考慮もしなくてよいという趣旨だとすれば、それは明らかな誤りである。

事故が起こった場合の被害が大きいものほど、高度な安全性が要求される、というのは社会通念上当然のことであり（債権者ら準備書面で述べたいわゆる反比例原則）、これを無視して、一律に具体的危険の高度の蓋然性を要求

¹ 「福島第一原発事故直前に差止請求がなされたと仮定した場合、そこで差止めが命じられないような判断枠組みは維持されるべきではない」と述べている（「法学教室」410号94頁）。

することこそ、社会通念を無視した考えであり、到底受け入れられない。

この点については、債権者ら準備書面(1)で既に詳述しているので、繰り返して詳述することはしない。ただ、日本よりもはるかに地震や火山等の自然災害のリスクが小さいドイツでは、1980年代から既に「具体的危険」を克服するための法理論が確立していたこと（いわゆる「リスク」と「残余のリスク」の区別）、しかも、福島第一原発事故後、残余のリスクすら受け入れることができないとして脱原発に踏み切ったことを再度指摘するにとどめる。

債権者ら準備書面(1)で述べた原発被害の特殊性を考慮すれば、人格権に基づく差止請求の一般原則が修正されるべきことは当然であるし、債務者はその点について何らの反論もできていない。債権者らの疑問点、すなわち、ドイツでいわれる「リスク」が顕在化したらどうするのか、安全性について真偽不明、安全かどうか確信できない場合に原発を動かすことにどのような合理性があるのかについて、何らの合理的反論もしていないのである。何度も繰り返すが、債権者らの主張は、「原子力反対という政策的立場を前提とした立論」に基づくものでは断じてない。福島第一原発事故を反省し、二度と福島第一原発事故と同様の深刻な災害を起こさないための法解釈であり、ドイツでも用いられているものである。そして、志賀2号機金沢地裁判決以来、福島第一原発事故後の裁判例の中には、債権者らの主張の趣旨を組んだ裁判例も出始めている（大飯3, 4号機福井地裁判決、高浜3, 4号機福井地裁仮処分決定及び平成28年高浜3, 4号機大津地裁仮処分決定）。

(3) 他の公害訴訟との関係

なお、他の公害訴訟の仮処分においては、少なくとも住民側の立証命題として、具体的危険を求めないものが多い。

例えば、徳島地裁昭和52年10月7日判決（徳島市ごみ焼却場建設差止仮処分申請事件・判時864号38頁）は、「現在の技術水準では、…（略）

…排煙，排水，悪臭，騒音等による諸種の環境汚染・被害が周囲に及ぶことは不可避免的といわねばならず，それゆえ各地において，ごみ焼却場建設をめぐり付近住民との間にいろいろな問題を生じているわけである。ところで，既に稼働している施設による公害については，その程度についての立証は比較的容易であるが，本件のように，建設予定の施設による公害の程度を正確に予測し，その立証を尽くすことは，設置に反対する住民側には極めて困難であり，したがって，住民側としては，当該施設の規模・性質及び立地条件からして，自己らに受忍限度を超える公害被害の一般的抽象的蓋然性があることを立証すれば足り，右立証がなされた場合には，建設者の方で，右のような蓋然性にもかかわらず，当該施設からは受忍限度を超える公害は発生しないと断言できるだけの対策の用意がある旨の立証を尽くさない限り，その建設は許されないものと解するのが相当である」と判示している（判時73頁）。

これは，債権者らが主張する3つのアプローチに即して言えば「立証の程度軽減アプローチ」に近いといえるが（志賀2号機金沢地裁判決もこのような公害仮処分の判断を参考にしたものと思われる），万が一の事故の際にはごみ焼却場よりもはるかに広範囲かつ甚大な人格権侵害が生じ得る原発においては，より一層この枠組みが妥当するといえる。

このような公害訴訟との関係でも，債務者の主張は失当である。

3 危険の切迫性について

(1) 債務者の主張

債務者は，人格権を定めた明文の規定がなく，その要件及び効果が明らかでないことを唯一の根拠として，人格権侵害を理由とする差止請求権の法的解釈は厳格であるべきことを根拠として，人格権侵害による被害の危険が切迫していることを要件とすべきことを主張する（債務者準備書面（1）・1

頁)。

(2) 債務者の主張は、債権者らに不可能を強いるもので、伊方最高裁判決の趣旨にも反すること

しかしながら、原発の差止めに関して、人格権侵害に基づく差止めの要件をこのように厳格に解することは、原発事故の特殊性、その被害の甚大性を全く無視した議論であり、伊方最高裁判決に照らしても到底相容れないものである。

伊方最高裁判決は、原発事故の特殊性、事故被害の甚大性を前提として、原子炉等規制法等による法規制の趣旨を、原発による災害が「万が一にも起こらないようにするため」と述べている。ところが、仮に、原発の差止請求において、債務者が主張するように「危険が切迫していること」を要件とするならば、伊方最高裁判決のいう原発による災害が「万が一にも起こらないようにする」ことは全く期待できなくなる。なぜならば、原発は、地震など、予測不能な突発的な原因によって、数時間乃至数日間という極めて短時間の間に制御不能となり、放射性物質が拡散されることになるため、いざ地震等により事故が起こり、債務者による管理統制が不能となった段階では、法的手段等によってこれを差し止めてみても無意味となるからである。そして、予知が著しく困難な現在の地震学や火山学を前提とする限り、地震や噴火が起こる前の段階では、切迫性の要件を厳格に求めれば、それを立証することは不可能となり、差止めが認められないことになってしまう。このような結論が、福島原発事故の人格権侵害の凄まじさを目の当たりにした現在、到底受け入れられないことは明らかである。

4 保全の必要性について

民事保全法 23 条 2 項は「債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避け

るためにこれを必要とする」ことを要件としているのであり、著しい損害が生じるおそれがある場合には危険の急迫性は法的要件ではない。

債権者らは、伊方原発の稼働によって債権者らの人格権に著しい損害が生じるおそれがあり、これを避けるためにはその稼働を差し止める必要があることを申立書第9で主張しており、債務者からの具体的な反論がない以上、再反論の必要を認めない。

第3 債務者の主張第2に対して

1 科学技術に内在する危険の取扱いに関する主張

(1) 債務者の論理には飛躍があること

債務者は、およそ科学技術を利用した現代文明の利器は全てその効用の反面として危険発生の可能性を内包しており、原発においても、その内在する危険が顕在化しないように適切に管理できるかどうかの問題とされるべきであるとして、論理的ないし抽象的、潜在的な危険性の存在のみをもって原子力発電の利用を否定することは現代社会における科学技術の利用そのものを否定することになり妥当ではない、と主張する（債務者準備書面（1）・2～3頁）。

債権者らも、「原発においても、その内在する危険が顕在化しないように適切に管理できるかどうかの問題とされるべき」との点に異論はないが、だからといって①「論理的ないし抽象的、潜在的な危険性の存在のみをもって原子力発電の利用を否定する」ことには直ちにはならないし、②「現代社会における科学技術の利用そのものを否定する」ことにもならない。これはあまりにも飛躍した論理というほかない。

(2) ①の飛躍について

債務者の立論の①について、原発に内在する危険が顕在化しないようにす

るということと、どの程度の危険があれば差止めが認められるのかという問題は全く別であることは明らかであろう。債務者の反論は、債権者らが、原発に危険が内在することそれ自体を人格権侵害である主張している場合に初めて成立する反論である。

しかし、申立書以降一貫して述べているとおり、債権者らは、原発にいかなるミスや欠陥も許さないという絶対的安全性を求めているものでもないし、危険が内在することそれ自体を問題視したこともない。

したがって、債務者の反論は当を得ていない。

(3) ②の飛躍について

原発の利用を否定することは、現代社会における科学技術の利用そのものを否定することである、というのは、債務者のみならず、福島第一原発事故以前の裁判例でも繰り返し用いられてきたレトリックである。

しかし、この立論は、債権者らが一貫して主張してきた原発事故による被害の特殊性を全く無視したものというほかない。債権者らは、原発被害の特殊性ゆえに、原発の安全性に関する判断については、他の科学技術の場合よりも高度な安全性が求められる、厳格な審査が求められると主張しているのである。福島第一原発事故以前の裁判例では、他の科学技術との違いが意識されてこなかったこと、原発事故被害の特殊性を重視してこなかったことこそ司法が安全神話に取り込まれてしまった要因であり、同事故後、そのような過ちは絶対に繰り返されてはならない。

福島第一原発事故という我が国最大最悪の公害被害を経た今もなお、原発被害の特殊性を理解せず、このような的外れな主張を繰り返す債務者に、本件原発の安全性が確保できるはずがない。

2 行政法規の規定との関係

債務者は、準備書面（１）第２の２において、行政法規の規定を踏まえ、「仮に論理的ないし抽象的、潜在的な危険性が少しでもあれば原子力発電所の建設及び運転は一切許されないというのであれば、それは上記の原子炉等規制法の枠組みを否定することになる」と反論している。

しかし、前述したとおり、債権者らは、いわゆるゼロリスクという意味で危険性が少しでもあれば原発の運転が一切許されないと主張しているわけではないから、この反論は前提から誤っている。

伊方最高裁判決の射程については、福島第一原発事故後、慎重に判断する必要があるが（債権者ら準備書面(1)・53頁にその問題点を指摘してある）、原子炉等規制法における許可制が採用された趣旨について、原発の稼働による「深刻な災害が万が一にも起こらないようにする」という点にあるという判示部分については、福島第一原発事故後も基本的に妥当する。

そうすると、債務者が主張する行政法規の規定は、むしろ、原発には深刻な災害を万が一にも起こさないような安全性が求められるという債権者らの主張に沿うものであり、全く適切な反論たり得ていない。

3 従来の裁判例について

債務者が主張する従来の裁判例は、いずれも福島第一原発事故以前のものであり、債権者ら準備書面(1)でもその不合理性を述べたところであるが、原発に求められる安全性の程度について、住民側の主張を矮小化し、前提を歪めて判断したものであって、同事故後の司法判断において重視されるべきではない。

債務者は、「これらは福島第一原発事故以前の判決ではあるが、同事故を経た現在においても、この基本的な理念は妥当するというべき」と主張するが、その実質的な根拠は何ら述べておらず、全く説得力がない。

債務者は、水戸地裁昭和60年6月25日判決にいう「危険性が…（略）…絶対にゼロでなければ人間社会において存在を許されない」といった見解、

東京高裁平成13年7月4日判決にいう「どのような異常事態が生じた場合においても災害及び障害の発生が完全に防止されるといった、ある意味では理論上達成不可能な水準の安全性の確保が要求される」といった見解、仙台高裁平成11年3月31日判決にいう「論理的ないし抽象的・潜在的なレベルでの危険性が少しでもあれば一切原子力発電所の建設・運転が許されない」といった見解及び名古屋高裁金沢支部平成21年3月18日判決にいう「絶対に災害発生の危険がないという『絶対的安全性』」といった見解について、それぞれ否定されていることを引用する。これらはいずれもいわゆるゼロリスクという意味での絶対的安全性を求める見解のことを意味していると思われるが、本件における債権者らの主張は、この意味での絶対的安全性を求めるものではないから、これらの裁判例の引用は債権者らの主張に対する反論としては的外れである。

ただし、これらの裁判例は、申立書第5図表1記載のとおり、ゼロリスクという意味での絶対的安全性を否定したうえで、「危険性が社会通念上無視し得る程度に小さく保たれている」という意味でのレベルの低い安全性を採用している点で重大な問題がある。債権者らは、前述したドイツにおけるリスク規制の在り方を前提として、福島第一原発事故のような深刻な災害が万が一にも起こらないような安全性、絶対的安全性に準じる極めて高度な安全性が求められると主張しているのであり（それは従来の裁判例のような単純な二項対立では整理されない）、その具体的内容は、債権者ら準備書面(1)・第5に記載したとおりである。本件仮処分においては、くれぐれも債権者らの主張を曲解して判断されることのないよう強く求める。

第4 債務者の主張第3に対して

1 科学的、専門技術的知見を踏まえることについて

(1) 債務者の主張

債務者は、準備書面（１）第３において、伊方最高裁判決が行政庁の科学的、専門技術的裁量を認めていることを前提として、民事訴訟においても原子炉施設の安全性が確保されているか否かという基本的な問題は共通していることを理由として、これを判断するにあたって、科学的、専門技術的知見を踏まえる必要があることは行政訴訟と異ならない、と主張している。

(2) 科学的、専門技術的知見を踏まえることの意味

債権者らも、原発の安全性を検討するにあたって、科学的、専門技術的知見を踏まえる必要があること自体を否定するものではない。

しかし、それはあくまでも人権侵害を防止する、という司法判断に必要な限度で考慮されるべきものであり、司法判断が特定の科学的、専門技術的な知見に盲従しなければならないことを意味しない。また、これを防止するためにも、裁判所は、科学的、専門技術的知見の正しさそれ自体を判断する必要はなく、また判断すべきでもない。

債権者ら準備書面(1)第４の１(3)で述べたとおり、裁判所は、自然科学的領域に関して、行政庁や事業者が、単に通説的な見解に従って判断をしただけでなく、通説とは言えないが合理性を有する知見が存在する場合に、それを考慮したことを、考慮の過程が分かるように主張・立証されたかどうかという視点で判断すべきである。そうすれば、科学的、専門技術的知見の正しさそれ自体を判断しなくても、十分に科学的、専門技術的知見を踏まえた判断となる。

(3) 住民側の請求を認めた裁判例こそ、科学的、専門技術的知見を踏まえたものであること

債務者は、債権者らの主張が科学的、専門技術的知見を踏まえたものでないという主張をしていないため、債権者らの主張とかみ合った反論となって

いない。

そのため、債務者の主張を推測する形にはなるが、債権者らの主張は、福島第一原発事故後、住民側の主張を容れて差止めを認めた裁判例を前提としているため、これらの裁判例について科学的、専門技術的知見を踏まえていないとの主張であると思われる。

例えば、大飯 3，4 号機福井地裁判決については、他の仮処分事件等において、電力会社側から「科学的、専門技術的知見を踏まえていない」との反論がなされることがある。

しかし、大飯判決は、福島原発事故によって得られた最も重要な科学的知見の一つである、「現在の地震学において、地震の規模や影響を予知することには限界がある」という知見を活かし、わずか 10 年の間に 5 回も基準地震動を上回る地震がサイトに到来しているという事実を重視したうえで、人格権侵害の未然防止という司法の基本的な立場に立脚してなされた判決であって、科学的、専門技術的知見を踏まえたものなのである。

本件における債務者の主張は何ら具体性がなくその意図は明確ではないが、債権者らの主張、その前提となっている裁判例の判断が科学的、専門技術的知見を踏まえていないというのであれば、それは誤りである。

2 伊方最高裁判決の取扱い

(1) 伊方最高裁判決の射程

伊方最高裁判決については、福島第一原発事故とこれを踏まえた原子力関連法規の改正等の結果、その射程を慎重に判断する必要がある。

原子力関連法規の改正等の趣旨については、債権者ら準備書面(1)第 5 の 3 に詳述したため、簡単に述べるにとどめるが、要は、福島第一原発事故のような深刻な災害を二度と起こさないようにするということがその根幹部分であった。

そうだとすると、深刻な災害を二度と起こさないようにするため、原発の安全性を厳格に解している判断については現行法規制にもその趣旨が妥当すると解してよいが、原発の安全性を緩やかに解する、あるいは、司法審査の密度を薄める方向の判断部分については、深刻な災害を二度と起こさないという趣旨に反するため、法改正等によって射程が及ばなくなったと考えるべきである。

具体的には、①原子炉等規制法による規制の趣旨について、原発の稼働による「深刻な災害が万が一にも起こらないようにする」ことにあるとした点、②違法判断の基準を「現在の科学技術水準」とした点、③原発の安全性に関する立証の負担を被告側に負わせた点については、いずれも原発の安全性を厳格に解する判断であって、福島第一原発事故後も基本的にその趣旨が妥当するといえる。

一方、④行政庁の裁量を広く認め、特に基準適合性の審議調査の過程に「看過し難い」過誤・欠落がないことを立証すれば足りるとした点は、原発の安全性を緩やかに解し、あるいは司法審査の密度を薄めるものであり、福島第一原発事故後は妥当しないというべきである。

(2) 民事訴訟と行政訴訟との違い

なお、伊方最高裁判決を参照する場合には、民事訴訟と行政訴訟との違いについても意識されるべきである。

行政訴訟の審理の対象はあくまでも「行政処分の違法性」であって、原子炉施設の安全性が確保されているか否かが直接的な対象となっているわけではない。行政処分が違法かどうかを問題としているからこそ、行政処分にどの程度の裁量が認められているのかが問題となるのである。

これに対して、民事訴訟はまさに「原子炉施設が安全か否か」が審理の対象となるのであり、この違いは明確に意識されなければならない。

例えば、伊方最高裁判決の判断のうち、⑤違法判断の範囲を基本設計に限定した点は、本件が処分の違法性を判断する行政訴訟ではなく、広く原発の安全性を判断する民事訴訟であることから、妥当しないというべきである。

第5 債務者の主張第4に対して

1 人格権に基づく一般原則との関係

(1) 実質的な立証の負担の問題を重視すべきこと

本件原発の差止めの可否を判断するに当たり、人格権に基づく差止請求の一般原則を貫くべきとの点については争う。債権者らは、準備書面(1)で述べた3つのアプローチのうち、いずれかが採用されるべきと考える。

もともと、債権者らとしては、実質的に立証（疎明）の負担をどちらに分配するのかに関心があるのであり、例えば伊方最高裁判決のように、立証責任は住民側にあるとしつつ、事実上行政庁側・事業者側において安全性に欠ける点のないことを立証させるというような考えまで排除するものではない。

(2) 立証責任を事実上転換するアプローチからの帰結

3つのアプローチのうち、「立証責任を事実上転換するアプローチ」は、伊方最高裁判決の考え方を踏まえたものであり（ただし、伊方最高裁判決は、専門技術的裁量の範囲について、これを不当に広範囲に解している点で不合理である）、上述のとおり、立証（疎明）責任は債権者らにあるとしつつ、債務者側に事実上の立証（疎明）の負担を負わせるのであれば、それは債権者らの主張と合致する。

(3) 立証の程度軽減のアプローチからの帰結

3つのアプローチのうち、「立証の程度軽減のアプローチ」については、立証（疎明）責任は債権者らにあるとしつつ、債権者らが人格権侵害の具体的

可能性があることを相当程度立証（疎明）した場合には、公平の観点から、債務者側において住民らが指摘する具体的可能性が存在しないことについて必要な資料を提出して反証を尽くすべきであり、これになされない場合には、人格権侵害の具体的危険が推認される、という形で修正をすべきこととなる。

(4) 立証命題の再構築アプローチからの帰結

3つのアプローチのうち、「立証命題の再構築アプローチ」が採用されるのであれば、立証（疎明）責任が債権者側にあることは争わない。ただし、この場合は、立証（疎明）命題は「人格権侵害の具体的危険が万が一にも存在すること」ということになり、実質的には、債務者側から、債権者らの指摘にもかかわらず、具体的危険が存在しないことの主張（疎明）活動が尽くされない場合には、人格権侵害の具体的危険が万が一にも存在することが認定されることになる。

(5) 小括

以上のとおり、債権者らとしては、人格権侵害の一般原則は修正されるべきであり、具体的には、上述の3つのアプローチのような形で、実質的に債務者の側が本件原発の安全性に欠ける点のないことを主張立証すべきという枠組みが採られるべきであると考ええる。その実質的根拠は、準備書面(1)で述べた原発被害の特殊性であり、一般原則を貫いた場合の結論の不合理性、すなわち、真偽不明となった場合に、原発の安全性が確認できないにもかかわらず稼働が認められてしまうという不合理性にある。この点について具体的な反論がされない以上、債務者の主張は単なる形式論理であって説得力を持たない。

2 債務者において安全性に欠ける点のないことを主張立証すべきとの見解につ

いて

(1) 債務者の主張

債務者は、福島第一原発事故以前の裁判例が概ね採用してきた、原発の安全性について、まず、事業者側において、「その安全性に欠ける点のないことについて、相当の根拠を示し、かつ、必要な資料を提出したうえで主張立証する必要がある」り、事業者側がこの立証を尽くさない場合には、「原子炉の安全性に欠ける点があり、その周辺に居住する住民の生命、身体、健康が現に侵害され、又は侵害される具体的危険があることが事実上推認される」との見解に対して、本件においては採用されるべきでないことを主張する（債務者準備書面（1）第4の2）。

そして、その根拠として、志賀2号機名古屋高裁金沢支部判決において、安全管理の方法に関する資料は全て設置者の側が保持していることなどを考慮したものと説明されていることを踏まえ、本件においては、本件原発の安全管理に関する資料の入手は容易であることを挙げている。

(2) 資料の偏在について

ア 債務者は、平成25年7月8日に設置変更許可申請等を行い、原子力規制委員会のウェブサイトにおいて、原則として全ての審査状況が動画配信され、配布資料及び議事録とともに公開されていることをもって、債権者らがいつでも容易に安全管理に関する情報を入手できると主張する。

しかし、設置変更許可手続等において公開された情報だけがここにいる「資料」ではない。問題は後述する債務者側の立証事項及び程度にも関係するが、本件における債権者らの主張からも分かるように、債権者らが安全性に欠ける点があると主張しているのは、必ずしも設置変更許可手続等で問題となった事柄に限られず、そのような問題については、依然として債務者の側が全ての資料を保持し、又は、調査・収集し得る能力や責務を

負っているというべきである。

イ この点について、福島第一原発事故以前の裁判例である女川仙台地裁平成6年1月31日判決（判タ850号169頁）は、次のように述べる。

「本件原子力発電所の安全性に関する資料をすべて被告の側が保持していることなどの点を考慮すると、本件原子力発電所の安全性については、被告の側において、まず、その安全性に欠ける点のないことについて、相当の根拠を示し、かつ、非公開の資料を含む必要な資料を提出したうえで立証する必要がある」と（判タ850号188頁）。

この判決自体は、原発に内在する危険性を「社会観念上無視し得るか否か」という判断基準を用いている点で不合理であるが、事業者側が提出すべき資料には非公開の資料を含むとした点については妥当である。そうだとすると、これらの資料については、債権者らが容易に入手できるものではなく、債務者の主張は当たらない。

ウ また、仮に債権者らにおいて設置変更許可手続等で用いられた資料等に容易にアクセスできるとしても、その資料の内容や趣旨等については作成し、審査手続の中で説明を行ってきた債務者の方がより正確に把握しているであろうから、その意味でも、債務者側に、自らが保有する資料を用いて安全性に欠ける点のないことを立証させることが望ましい。

(3) 小括

以上のとおり、事業者側において原発の安全性に欠ける点のないことについて、相当の根拠を示し、かつ、必要な資料を提出したうえで主張立証すべきとの主張は本件では採用されるべきではないとの債務者の主張は、まったく理由のないものであり、到底受け入れられるべきではない。

3 平成28年高浜3，4号機大津地裁決定について

(1) 日本で初めて稼働中の原発を止めた決定

ここで、高浜3，4号機大津地裁平成28年3月9日仮処分決定について触れておく。

同決定は、関西電力高浜原発3，4号機に関して、過酷事故によりその影響を受ける琵琶湖周辺の住民が、その差止めの仮処分を求めて起こした申立てに対するものであり、日本で初めて稼働中の原発の差止めを命じ、実際に運転を差し止めた決定である。

同決定は、司法審査の在り方について、伊方最高裁判決を踏まえつつも、福島第一原発事故の被害を踏まえ、また、その後の原子力規制行政の大幅な改変を踏まえてより厳格な司法審査の在り方を示したという点で、極めて示唆に富む判断である。債権者らが主張する3つのアプローチでいえば、立証責任の事実上の転換のアプローチであり、かつ、伊方最高裁判決の欠点であった行政裁量を広範に認めて行政側の立証のハードルを低くした点を克服した、画期的な決定である。その判断枠組みは、本件においても用いられるべきである。

(2) 立証の負担について

同決定は、主張立証（疎明）責任の分配及び事実上の立証（疎明）の負担について、次のように判示している。

「原子力発電所の付近住民がその人格権に基づいて電力会社に対し原子力発電所の運転差止めを求める仮処分においても、その危険性すなわち人格権が侵害されるおそれが高いことについては、最終的な主張立証責任は債権者らが負うと考えられるが、原子炉施設の安全性に関する資料の多くを電力会社側が保持していることや、電力会社が、一般に、関係法規に従って行政機関の規制に基づき原子力発電所を運転していることに照らせば、上記の理解（※引用者注…伊方最高裁判決の理解）はおおむね当てはまる。そこで、本

件においても、債務者において、依拠した根拠、資料等を明らかにすべきであり、その主張及び疎明が尽くされない場合には、電力会社の判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである。」（４２頁）

前述のとおり、これは、債権者らが主張する３つのアプローチのうち、立証責任の事実上の転換のアプローチ（伊方最高裁判決類似）であり、しかも、伊方最高裁判決の最大の問題点であった、行政側・事業者側の立証の程度が低いという問題点を、次のように修正した点で画期的な内容となっている。

（３）立証の内容及び程度について

平成２８年高浜３，４号機大津地裁決定は、債務者側が立証すべき内容及び程度について、次のように述べる。

「本件は、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力規制行政に大幅な改変が加えられた後の事案であるから、債務者は、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力規制行政がどのように変化し、その結果、本件各原発の設計や運転のために規制が具体的にどのように強化され、債務者がこの要請にどのように応えたかについて、主張及び疎明を尽くすべきである。

このとき、原子力規制委員会が債務者に対して設置変更許可を与えた事実のみによって、債務者が上記要請に応える十分な検討をしたことについて、債務者において一応の主張及び疎明があったとすることはできない。当裁判所は、当裁判所において原子力規制委員会での議論を再現することを求めるものではないし、原子力規制委員会に代わって判断すべきであると考えられるものでもないが、新規規制基準の制定過程における重要な議論や、議論を踏まえた改善点、本件各原発の審査において問題となった点、その考慮結果について、債務者が道筋や考え方を主張し、重要な事実に関する資料についてその基礎データを提供することは、必要であると考えられる。そして、これらの作業は、債務者が既に原子力規制委員会において実施したものと考えられるから、

その提供が困難であるとはいえないこと、本件が仮処分であることから、これらの主張や疎明資料の提供は、速やかになされなければならない、かつ、およそ1年の審理期間を費やすことで、基本的には提供することが可能なものであると判断する」(43頁)

一読して明らかなように、ここでは単に設置変更許可処分がされた事実を主張疎明するだけでは不十分であるとされ、特に、重要な事実に関する資料についてその基礎データを提供することが求められている点で、司法審査を厳格にしたものといえる。債務者側からこのような資料が提出されること、その資料に基づいて債務者の思考検討過程が明らかにされることによって、初めて裁判所は、その判断の過程に誤りがないかどうかを判断することができるのである。

これは、債権者ら準備書面(1)22頁で述べた「裁判所は、『福島第一原発事故のような深刻な災害が二度と起こらないようにする』という法の趣旨に照らして行政庁や事業者の判断に不合理な点がないかという視点で判断をするが、その際、行政庁や事業者が、単に通説的な見解に従って判断を行っただけでは不十分であり、通説とは言えないが合理性を有する知見が存在する場合には、それを考慮したことを、考え方の筋道が分かるように主張・立証しなければならない」という方向性とも整合する。

本件においても、債務者からこのような主張及び疎明がされることが必須である。

第6 債務者の主張第5に対して

1 規制の経緯や概要から本件原発の安全性が担保されているとみることはできないこと

(1) 債務者の主張

債務者は、仮に、まず原子炉設置者において安全性に欠ける点のないこと

について主張立証（疎明）する必要があるとしても、その主張立証（疎明）の内容については、福島第一原発事故後の原子力関連法改正の趣旨を踏まえ、「原子力規制委員会から所要の許認可を受けるなどして現在の安全規制の下でその設置及び運転等がされていること」を主張立証（疎明）すれば足りる、との主張を行っている（債務者準備書面（１）１４頁）。

(2) 原子力規制委員会の設置

債務者は、中立公平で独立性の認められた原子力規制委員会が制定した新規制基準であるから合理性を有し、それゆえに債務者の立証すべき事項は新規制基準に従って設置変更許可がされたことで足りる、と主張する。

しかし、原子力規制委員会が原発の安全規制に特化した委員会となっていない実態を無視した主張である。

ア 原発の安全確保に不十分な福島原発事故以前の安全規制

福島第一原発事故以前の安全規制は、原発推進の枠内における安全確保を図ることとされており、安全が確保されなければ原発を設置・運転させないということに特化されたものとなっていなかった。国際的にも規制と推進が未分離であると批判されていたが、国は福島第一原発事故が起こるまで、規制と推進を分離しようとして来なかった。

イ 福島第一原発事故により、それ以前の安全規制が機能していなかったことが明らかになり、その反省から、安全規制だけを目指した規制体制を構築するために法改正が行われた筈であった。

まず、原子炉等規制法１条から「これらの利用が計画的に行われること」という推進目的の文言が削除された。

そして、原子力安全・保安院、及び原子力安全委員会は廃止され、原子力規制委員会設置法（以下「設置法」という）にもとづき、平成２４年（２

012年) 9月、原子力規制委員会が発足した。

同委員会は、債務者のいうように、国家行政組織法第3条の委員会であり、委員長及び委員は独立してその職権を行い、その任命には国会の同意が必要であり、原子力事業者の役員、使用人その他の従業者等は委員長、委員になることができないとされた。これは、原子力安全規制に専念させるために独立性を付与したものと理解されている。

また、同委員会の事務処理を行う事務局である原子力規制庁(以下「規制庁」という)の職員についても、原子力利用における安全の確保のための規制の独立性を確保する観点から、幹部職員のみならずそれ以外の職員についても、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換を認めないこと、再就職の規制などが規定された。

ウ しかし、規制委員会の実態は、従前の組織とほとんど変わるところがなく、安全規制に関して独立した機関となっていない。

規制委員会は、委員長1名と4名の委員で構成されており、設置法は委員長及び委員については原子力事業者等の役員、従業者等であったことを欠格事由としている。

ところが、委員長である田中俊一氏は、平成19年(2007年)に政府の原子力推進機関である原子力委員会の委員長代理に就任するなど原子力推進行政の中心を担ってきた人物である。委員である更田豊志氏は、委員候補者となった当時、独立行政法人日本原子力研究開発機構の副部門長の職にあり、同機構は、高速増殖炉もんじゅを設置し、東海再処理工場を保有する原子力事業者であり、設置法で定める原子力事業者等であって、更田氏はその従業者として設置法の欠格事由に該当することは明らかであった。また、委員である中村佳代子氏は、公益社団法人日本アイソトープ協会のプロジェクト主査であり、同協会は、研究系・医療系の放射性物質の集荷・貯蔵・処理を行っており、設置法で定める原子力事業者等に該当

する。中村氏は同事業者の従業者であり、欠格事由に該当する。

委員 5 名中 3 名が原発関連事業出身者であるということは、推進からの独立性が確保されているとは言えないことは明らかである。同委員会の人的構成は原発の安全規制に特化したものではないし、中立公平な立場とも言えない。

エ さらに、原子力行政を司る原子力規制庁の職員も、これまで原発を推進してきた組織の出身者が大部分を占めており、中立公平な立場といえないものである。

本来、規制庁の職員は、原発の安全規制に専念する意識を有した職員である必要があり、旧原発推進官庁から絶縁した職員であることが、原発の安全規制を実現するうえで重要であることは言うまでもない。

しかし、規制庁の実態は、平成 24 年（2012 年）9 月同庁発足時の職員（455 名）のうち経産省出身が 315 名、文科省が 85 名、環境省が 11 名と多くの職員が原発推進官庁出身者であり、幹部職員 7 名についても、警察官僚の 2 名を除いた 5 人がいずれも原発を推進してきた原子力安全・保安院、旧科学技術庁、環境省出身者であった。形式的には独立した体制となったかのようであるが、その実態は従来と変わっていないのである。

オ このように、法令上は規制委員会は原発の安全規制に特化した中立公平な委員会であるように規定されているが、その実態は推進側の立場にいた者が大部分を占めており、債務者の主張は、そのような実態を無視した形式論である。

(3) 新規制基準制定の経緯

ア 福島第一原発事故を踏まえて策定される規制は、同事故の原因が明らかとなり、その有効な対策を講じる前提があつて初めて有効な規制内容とな

り得るはずである。しかし、規制委員会は、福島原発事故の原因が判明していないにもかかわらず、新規制基準を策定した。事故については4つの事故調査報告書が作成されているが、核心である原子炉内部についてはいまだ調査できる状態ではなく、いずれの報告書においても事故の発生機序について明確にされていない。政府、国会の事故調査報告書などにも、事故の原因調査は不十分で今後も継続が必要の旨記載されており、特に国会事故調は1号機について地震による配管損傷が発生した可能性について指摘しているところである。真に福島原発事故の教訓を踏まえた安全な規制基準を策定するのであれば、この点について十分な調査が必要なはずであり、事故調査が不十分なままに新たな規制基準を策定しても十分なものとは言えない。

イ 債務者は、「約8か月間、回数にして12回から23回にわたり会合が開かれ、議論が重ねられた」と、あたかも十分な検討がなされたかのように主張しているが、明らかに検討期間が不足している。

平成24年（2012年）9月19日に規制委員会が発足し、原子炉等規制法が改定され、設置許可基準として「災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合すること」が明文化され、同法が平成25年（2013年）7月18日までに施行されるものとされた。原子力規制委員会はその施行期日に間に合わせるために、発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム（以下「新安全基準検討チーム」という）と発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新安全設計基準に関する検討チーム（以下「地震・津波検討チーム」という）を作り、新安全基準検討チームは平成24年（2012年）10月25日から、地震・津波検討チームは平成24年（2012年）11月19日から規則類の策定作業を開始した。そして、新安全基準チームは、平成25（2013）年1月31日の第13回会合において、3つ（設計基準、シビアアクシデント

対策、地震・津波)の「新安全基準骨子」案を纏め、同年2月6日、原子力規制委員会は、この「新安全基準骨子」案を承認し、翌日から同月28日まで、22日間のパブリックコメントに掛けた。そして、原子力規制委員会は、新規制基準案にかかる合計49本の規則案等²について、平成25年(2013年)4月11日から5月10日までの30日間のパブリックコメントに掛け³、新規制基準は平成26年(2013年)7月8日から施行された。このように、新規制基準は、正味3か月ほどの審議で決定されたものであり、2回目のパブリックコメントに掛けるまでの期間でも僅か5か月余り、施行までの期間としても約8か月という短期間に策定されたものであるが、49本という大量の規則類であって、十分な審議がなされなかったことは一見して明らかである。

因みに、平成18年(2006年)9月に制定された新耐震設計審査指針は、1本の指針である旧耐震指針の改定にすぎないが、その検討には5年の期間がかけられている。わずか1本の指針の改定に5年を掛けていることと比べれば、49本の基準類の策定に8か月しか掛けていない新規制基準は、検討期間が絶対的に不足していることは誰の目にも明らかである。これをあたかも十分な議論を経て策定されたかのようにいう債務者の主張が、いかに一方的で牽強付会な評価であるかは一目瞭然であろう。

ウ 新規制基準の策定に関わった藤原広行氏(防災科学技術研究所領域長)は、「基準地震動の具体的なルールは時間切れで作れず、どこまで厳しく規制するかは裁量次第になった」と述べ、時間切れで基準自体が作れなかったと基準策定の真相を明らかにしている(甲B142・平成27年5月7

² パブリックコメント対象文書一覧 <http://www.nsr.go.jp/data/000069966.pdf>

³ 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則(案)等に関する意見募集

http://www.nsr.go.jp/procedure/public_comment/bosyu130410_03.html

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則(案)等に関連する内規に対する意見募集

http://www.nsr.go.jp/procedure/public_comment/bosyu130410_02.html

日毎日新聞夕刊)。

エ また、原子力規制委員会の委員であり、かつ、新安全基準検討チームの座長である更田委員は「最初から全部それを揃えればいいんじゃないかという議論は当然あると思います。全部が全て揃うように基準をつくりましょうと。これから先は非常に現実的な判断になるけれども、要求するものが全てが揃うようにやると、どのくらいなんだろうと、ちょっとわからないけど、3年とか4年とかという時間がかかるんだと思っています。軽水炉みたいに蒸気系を使うプラントを4年間とか止めると、これは別の懸念が起きてきて、米国でも事例がありますけども、長期停止した炉を再起動するというのは、新設炉を立ち上げるときよりも、むしろ大きな懸念があると。」と述べ(新安全基準検討チーム 平成25年1月31日第13回議事録56頁)、新規制基準が検討不足の不完全なものであることを認めたうえ、再稼働運転ありきで新規制基準を検討していたことも自認している。基準検討チームの一員が不完全なものであることを自認している以上、新規制基準が不合理なものであることはもはや争いようのない事実であり、債務者の主張は前提を欠くものというほかない。

オ パブリックコメントは、一般人の意見を取り入れて、より安全な基準を策定するためになされる筈であるところ、これ程の大量の基準類に対するものとしてはパブリックコメントの期間が極端に短く、また、安全の根本に関わるような指摘は再度取り入れ、或いはさらに検討を重ねることをしておらず、単に形式上パブリックコメントをしたという体裁を整えただけのものである。

新規制基準にかかるパブリックコメントは平成26年(2013年)4月11日から5月10日までの30日間と極端に短く、大量の規制基準類を全て検討することは時間的に不可能であった。これではパブリックコメントとは名ばかりで、一般人の意見など取り入れる気がないことを示して

いる（事業者や規制委員会は、そもそも高度の科学的、専門技術的知見に基づく判断が必須だというのであるから、一般人の素人的意見に傾聴するつもりもないのであろう）。

また、原発の安全の根幹にかかわる意見がいくつも提出されているが、原子力規制委員会にはそれについて再度検討する気が当初からなかったと考えられる。例えば地震・津波基準の骨子案の中で「残余のリスク」⁴を実行可能な限り小さくするという努力義務の規定が書かれていたことに関し、努力義務ではなく、規制基準とすべきであり、また実行可能な限りという緩い条件を付すべきではないと言う意見が提出されたところ、この内容は参考であるので、誤解が無いようにすると言って「参考」としてしまい、議論を深めることや、再検討をすることはしなかった（新安全基準検討チーム平成25年3月28日 第20回議事録 34頁）。

カ さらに、シビアアクシデント対策は、福島原発事故以前に行われていた3層の多重防護では安全を確保できないという反省のもとに策定されたものであり、重要な安全設備であるにもかかわらずシビアアクシデント対策の可搬設備について、単一故障指針はとらないとされていたので、重要と考える設備であれば、せめて単一故障指針は採るべきであるとの意見が出されたが、設計基準事故を超えて共通要因故障が起きることは稀であり、さらに可搬設備について単一故障の仮定⁵を考える必要はないと言って、採用しなかった。3層で安全であると言って福島原発事故を招いておきな

⁴ 策定された地震動を上回る地震動の影響が施設に及ぶことにより、施設に重大な損傷事象が発生すること、施設から大量の放射性物質が放散される事象が発生すること、あるいはそれらの結果として周辺公衆に対して放射線被ばくによる災害を及ぼすリスク（平成18年9月19日原子力安全委員会決定 発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針）

⁵ 重要度の特に高い安全機能を有する系統については、同一機能を有する同一性質の系統又は機器が二つ以上ある（多重性）か、同一機能を有する異なる性質の系統又は機器が二つ以上ある（多様性）ようにして、なおかつ二つ以上の系統又は機器が同時に機能を阻害されない（独立性）ことを求め、仮に一つの系統又は機器が安全機能を失っても（単一故障の仮定）、他の系統又は機器で安全が確保されることが求められている。単一故障の仮定をとらないということは、多重性又は多様性及び独立性を求めないということである。

がら、何らその教訓を生かすことなく、シビアアクシデント対策の重要な安全設備について何ら根拠のない「単一故障はあり得ない」という判断を持ってきて、単一故障の仮定を採用していないのである。

キ このように、新規制基準は、その制定過程に照らしても、内容に照らしても、原発の安全性を担保するに足りるものでは到底ない。新規制基準がそのようないわば「やっつけ仕事」である以上、債務者の「原子力規制委員会による厳格な規制によって、当該発電用原子炉の安全性に欠けるところがないことが担保されている」との主張（準備書面（１）・１４頁）は前提を欠くのであり、到底容れることができない。

(4) 小括

以上のとおり、原子力規制委員会の構成や新規制基準制定の経緯及び内容に照らして、それらは直ちに本件原発の安全性を担保できるような性質の物ともなっておらず、原子力規制委員会から所要の許認可を受けるなどして現在の安全規制の下でその設置及び運転等がされていることを主張するだけでは原発の安全性に欠ける点がないことの主張立証（疎明）として不十分である。

2 債務者がなすべき主張立証（疎明）の内容について

債務者がなすべき主張立証（疎明）の内容については、これまでの債権者らの主張並びに第５の２及び３にもすでに記載したところであり、繰り返し詳述しない。

結論だけ言えば、債務者は、単に通説的な見解に従って判断を行っただけでは不十分であり、債権者らが通説とは言えないが合理性を有する知見の存在を主張した場合には、それを考慮したことを、考え方の筋道が分かるように主張・立証しなければならない、と考える。

第7 終わりに

冒頭でも述べたとおり，債務者の主張は，福島第一原発事故を一顧だにしない不合理な前提に立っている。福島第一原発事故の教訓については新規制基準が踏まえているだろうから，それで十分だ，それ以上債務者が考慮すべきことはない，といわんばかりである。このような姿勢では，真に国民の信頼を得られるだけの安全対策が講じられることは，全く期待できない。

以上